

奈良県がん対策推進協議会規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第五十号

### 奈良県がん対策推進協議会規則

#### (趣旨)

**第一条** この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

**第二条** 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

一 がん患者又はその家族若しくは支援者

二 学識経験を有する者

三 医療、福祉又は保健に携わる者

四 前三号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

#### (任期)

**第三条** 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長)

**第四条** 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

**第五条** 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（委員以外の者の出席）

**第六条** 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

**第七条** 協議会の庶務は、医療政策部保健予防課において処理する。

（その他）

**第八条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第三条の規定にかかわらず、平成二十六年八月九日までとする。